

# 物品供給等の電子契約 事務フロー 【受注者向け資料】

## 契約相手方決定（落札決定、見積合わせ後）

### 【事前協議】

#### ・電子契約を希望するかの確認

※基本的に、事前に「電子契約用メールアドレス届出書」を提出している場合は、電子契約とします。

⇒電子契約の契約締結日は、入札日又は見積日の翌日から10日(閉庁日除く)以内の「受注者と泉佐野市の双方が電子署名を行った日」となります。

契約相手方決定の翌日から閉庁日を除き10日以内に手続きが完了することを原則としま

泉佐野市

受注者

①電子契約用メールアドレス届出書を提出  
※初回のみ必要

《市の担当者から提出を求められた場合のみ》  
②見積内訳書を提出  
※契約書に別紙内訳明細として記載する必要がある契約のみ

③電子契約システムへアップロード

※市側がアップロードすると受注者側にメールで自動通知されます。

④受注者側の電子署名

⑤泉佐野市側の電子署名

契約締結

